

2 3 循環器・呼吸器病センター一本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事

機械設備図		建築意匠図		電気設備図	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-	1 機械設備工事特記仕様書 (1)	A-	1 特記仕様書 (改修その1)	E-	1 電気設備工事特記仕様書 (1)
	2 機械設備工事特記仕様書 (2)		2 特記仕様書 (改修その2)		2 電気設備工事特記仕様書 (2)
	3 機械設備工事特記仕様書 (3)		3 特記仕様書 (改修その3)		3 案内・配置図
	4 案内・配置図		4 特記仕様書 (改修その4)		4 照明器具姿図・凡例
	5 スプリンクラー設備 系統図 (既存)		5 案内・配置図		5 1階 病歴室 電灯設備 詳細図 (改修後)
	6 地下1階 スプリンクラー設備図 (改修後)		6 内部仕上表 病歴室等排煙計算		6 1階 病歴室 電灯設備 詳細図 (改修前)
	7 1階 スプリンクラー設備図 (既存)		7 地下1階平面図		7 自動火災報知設備 凡例・特記
	8 1階 病歴室 スプリンクラー設備詳細図 (改修後)		8 1階平面図		8 自動火災報知設備 中継盤点数内訳表・防排煙システム表
	9 二酸化炭素消火設備 系統図 (撤去)		9 1階平面詳細図 (改修前)		9 自動火災報知設備 系統図
	10 地下1階 二酸化炭素消火設備図 (撤去)		10 1階平面詳細図 (改修後)		10 地下1階 自動火災報知設備図
	11 1階 病歴室 二酸化炭素消火設備詳細図 (撤去)		11 1階展開図 (改修前・後)		11 1階 自動火災報知設備図
	12 1階 病歴室 換気設備詳細図 (撤去)		12 1階天井伏図 (既存)		12 1階 病歴室 自動火災報知設備 詳細図
			13 地下1階天井改修範囲図		
			14 1階天井改修範囲図		
			15 1階矩計図 (改修前・後)		
			16 【参考図】 1階鋼製床組スリーベース 平面図・床伏図		
			17 【参考図】 1階鋼製床組スリーベース 断面図・付属品図		
			18 【参考図】 地下1階 脚立足場範囲図・床養生範囲図		
			19 【参考図】 1階 脚立足場範囲図・床養生範囲図		
			20 【参考図】 1階仮設計画図		

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部	本部長	管理幹	主幹	主査	担当

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要	
1 工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事
2 工事場所	熊谷市板井1696
3 工期	契約日から令和6年3月31日
現場施工期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日

4 建物概要					
建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
① 本館棟	SRC	B1F/5F	67,171.37		
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)						
建物別及び屋外	工事種別					屋外
	①	②	③	④	⑤	
○ 空気調和設備						
● 換気設備	一式					
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
● 消火設備	一式					
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6 指定部分	※無	・有
対象部分:		工期:令和 年 月 日
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)	1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。 2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。 3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。	

8 工事範囲	図示のとおり
9 機械設備工事概要	・本館棟1階防煙室の既存二酸化炭素消火設備を撤去し、スプリンクラー設備に改修する。 ・本工事は、当該施設を使用しながらの工事となるため、施設運営への影響がないよう、原則として土日作業で施工を行う。 ・本工事は、工事期間において、4週8休以上の現場閉所を行う工事である。

埼玉環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数:)0	・長寿命機材の選定 (2-3-③) ・設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ・再生品の優先使用 (2-3-⑥) ・有害物質の放出量が少ない材料の使用 (2-4-②) ・発生材の再資源化を推進 (3-1-⑥) ・フロン等の回収、破壊を行う (4-1-①) ・代替フロンの使用抑制 (4-1-②) ・新冷媒の採用 (4-1-③) ・太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ・高効率機器の採用 (5-2-②) ・ゾーニングの工夫 (5-3-①) ・外気冷房制御の導入 (5-3-②) ・搬送動力の削減 (5-3-③) ・ヒートポンプの採用 (5-3-④) ・熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コージェネレーションの導入 (5-4-①) ・節水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ・アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ・再生塩ビ管の使用 (6-3-③)
-------------------------------	---

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11 同時期発注の関連工事	○建築工事 ○電気設備工事
---------------	---------------

II 工事仕様

1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時に最新のものを適用する。

2 特記仕様
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、●印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と●印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項																																				
①	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7%以上含有の有無を確認し、7%以上を含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉産とするよう努めるものとする。 ・置く ※置かない 施工時間 ●基本的に閉館日及び土日作業とする。 ○上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風通し製作及び取付け) ・熱断絶施工 (保温工事) ・冷凍空調調和機器施工 (冷凍空調機器の据付け) 検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所 (事前に監督員の承諾を得る) に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有毒物質、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																				
②	電気保安技術者																																					
③	施工条件																																					
4	技能士の適用																																					
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	本工事で ・設ける (規模) ※設けない																																				
⑥	監督員事務所																																					
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は発注者が代行し遅滞なく行う。																																				
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																				
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																				
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																				
11	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																				
12	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類																																				
13	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																				
⑬	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は ※本工事 ・別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分を要するもの () (3) 再生資源化を図るもの (・硬質塩化ビニル管) (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。																																				
15	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																				
16	配管	(1) 地中埋設配管 (排水管を除く) 1) 地中埋設種 (コンクリート製) ※要 (図示の箇所) ・不要 2) 地中埋設種 (キャブタイ) ※要 (舗装部の分岐、曲部) ・不要 3) 埋設表示テープ (2倍折込み) ※要																																				
17	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平地震力 K _v 及び設計用鉛直地震力 K _v (K _v /Z) を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。																																				
	設計用水平地震力	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table>	設置場所	耐震安全性の分類				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																					
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																		
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																		
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																		
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																		
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																		
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																		
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																		
	(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し) 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器																																					
⑮	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																				

⑯	防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">ドレン管</td><td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>a1・(ハ)・Ⅷ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(ハ)・Ⅷ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中 浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td><td>e2・(ロ)・Ⅷ</td></tr><tr><td rowspan="3">蒸気管</td><td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>A1・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>C2・(ロ)・Ⅱ</td></tr><tr><td rowspan="3">冷水・冷温水管 (膨張管を含む。)</td><td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>A1・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>C1・(イ)・Ⅲ</td></tr><tr><td rowspan="3">温水管 (膨張管を含む。)</td><td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>A1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>C2・(ロ)・Ⅰ</td></tr></tbody></table> (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部 ※保温化能力バー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製) 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング 保温化能力バー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製) 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材)とする。 <table border="1"><thead><tr><th>ダクトの保温の種類</th><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">長方形ダクト</td><td rowspan="3">屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>J1・(イ)・X I</td></tr><tr><td>1・(イ)・X I</td></tr><tr><td>1・(ロ)・X I</td></tr><tr><td rowspan="3">円形ダクト</td><td rowspan="3">屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>O1・(イ)・X I</td></tr><tr><td>N・(イ)・X I</td></tr><tr><td>N・(ロ)・X I</td></tr><tr><td rowspan="3">消音内貼り</td><td rowspan="3">サブライチャンパー</td><td>M・(ロ)・IX</td></tr><tr><td rowspan="2">消音チャンパー・消音エルボ</td><td>L・(ロ)・Ⅷ</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th>給排水衛生設備工事の保温の種類</th><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">給水管</td><td rowspan="3">屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>a1・(ハ)・Ⅷ</td></tr><tr><td>b・(ハ)・Ⅷ</td></tr><tr><td>e2・(ロ)・Ⅷ</td></tr><tr><td rowspan="3">排水及び通気管</td><td rowspan="3">屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>—</td></tr><tr><td>—</td></tr><tr><td>e3・(ハ)・Ⅷ</td></tr><tr><td rowspan="3">給湯管</td><td rowspan="3">屋内露出 (一般居室、廊下)</td><td>a1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>b・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>e2・(ロ)・Ⅰ</td></tr></tbody></table> (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかき部は塗装を施す。 2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール ・ロックウール)とする。 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅷとする。 6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所 (特別支援学校等) 以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。 ・屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚50mmの防露保温を行うこと。 ※図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防露保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。 下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫 ・ 下記の金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかき部) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。	区分	施工箇所	保温種別	ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅷ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅷ	天井内、P S内及び空隙壁中 浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ロ)・Ⅷ	蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅱ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C2・(ロ)・Ⅱ	冷水・冷温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ハ)・Ⅲ	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C1・(イ)・Ⅲ	温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C2・(ロ)・Ⅰ	ダクトの保温の種類	区分	施工箇所	保温種別	長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I	1・(イ)・X I	1・(ロ)・X I	円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I	N・(イ)・X I	N・(ロ)・X I	消音内貼り	サブライチャンパー	M・(ロ)・IX	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅷ	給排水衛生設備工事の保温の種類	区分	施工箇所	保温種別	給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅷ	b・(ハ)・Ⅷ	e2・(ロ)・Ⅷ	排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	—	—	e3・(ハ)・Ⅷ	給湯管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ	b・(イ)・Ⅰ	e2・(ロ)・Ⅰ
区分	施工箇所	保温種別																																																																					
ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅷ																																																																					
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅷ																																																																					
	天井内、P S内及び空隙壁中 浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ロ)・Ⅷ																																																																					
蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅱ																																																																					
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ																																																																					
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C2・(ロ)・Ⅱ																																																																					
冷水・冷温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ハ)・Ⅲ																																																																					
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ																																																																					
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C1・(イ)・Ⅲ																																																																					
温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ																																																																					
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ																																																																					
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗室内 (ピット内、共同溝を含む。)	C2・(ロ)・Ⅰ																																																																					
ダクトの保温の種類	区分	施工箇所	保温種別																																																																				
長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I																																																																					
		1・(イ)・X I																																																																					
		1・(ロ)・X I																																																																					
円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I																																																																					
		N・(イ)・X I																																																																					
		N・(ロ)・X I																																																																					
消音内貼り	サブライチャンパー	M・(ロ)・IX																																																																					
		消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅷ																																																																				
			給排水衛生設備工事の保温の種類	区分	施工箇所	保温種別																																																																	
給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅷ																																																																					
		b・(ハ)・Ⅷ																																																																					
		e2・(ロ)・Ⅷ																																																																					
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	—																																																																					
		—																																																																					
		e3・(ハ)・Ⅷ																																																																					
給湯管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ																																																																					
		b・(イ)・Ⅰ																																																																					
		e2・(ロ)・Ⅰ																																																																					
19	防露保温																																																																						
⑳	塗装																																																																						
21	電線																																																																						

㉒	はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで300mmとする。
㉔	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25	絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分 ※R O A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26	天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27	他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
㉖	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉙	保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている積立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
㉚	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31	塵落禁止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 塵落禁止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け発第0622第2号) による ・使用を要しない
32	誘導電動機	三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。
㉓	完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 県営住宅の完成図書の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
㉜	その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 (2) 外部足場 ※A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省 発第0424001号平成21年4月24日) の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、とさん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
③	既存部分養生・既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板 ・
④	備品等の移動	○別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
⑤	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
⑥	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に代替するものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、 manifests を監督員に提出する。
⑦	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
⑧	あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
⑩	総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎等の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
⑫	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
⑬	その他	(1) 図面上の縮尺は、J I S A 1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。

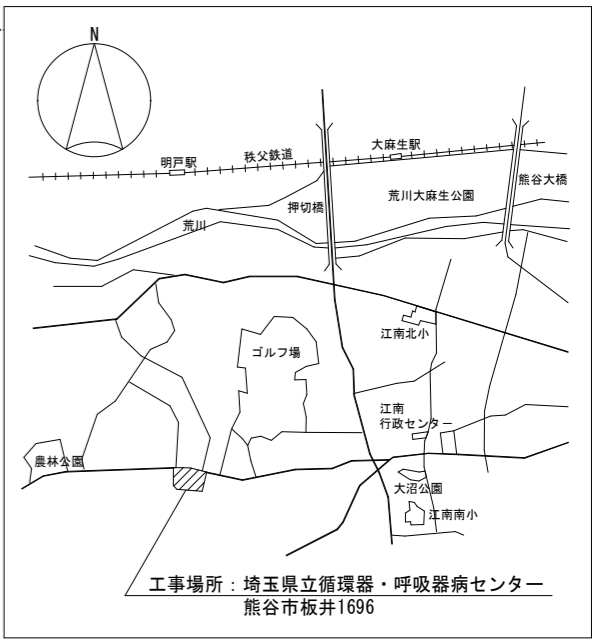
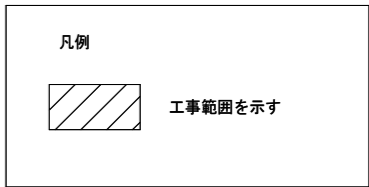
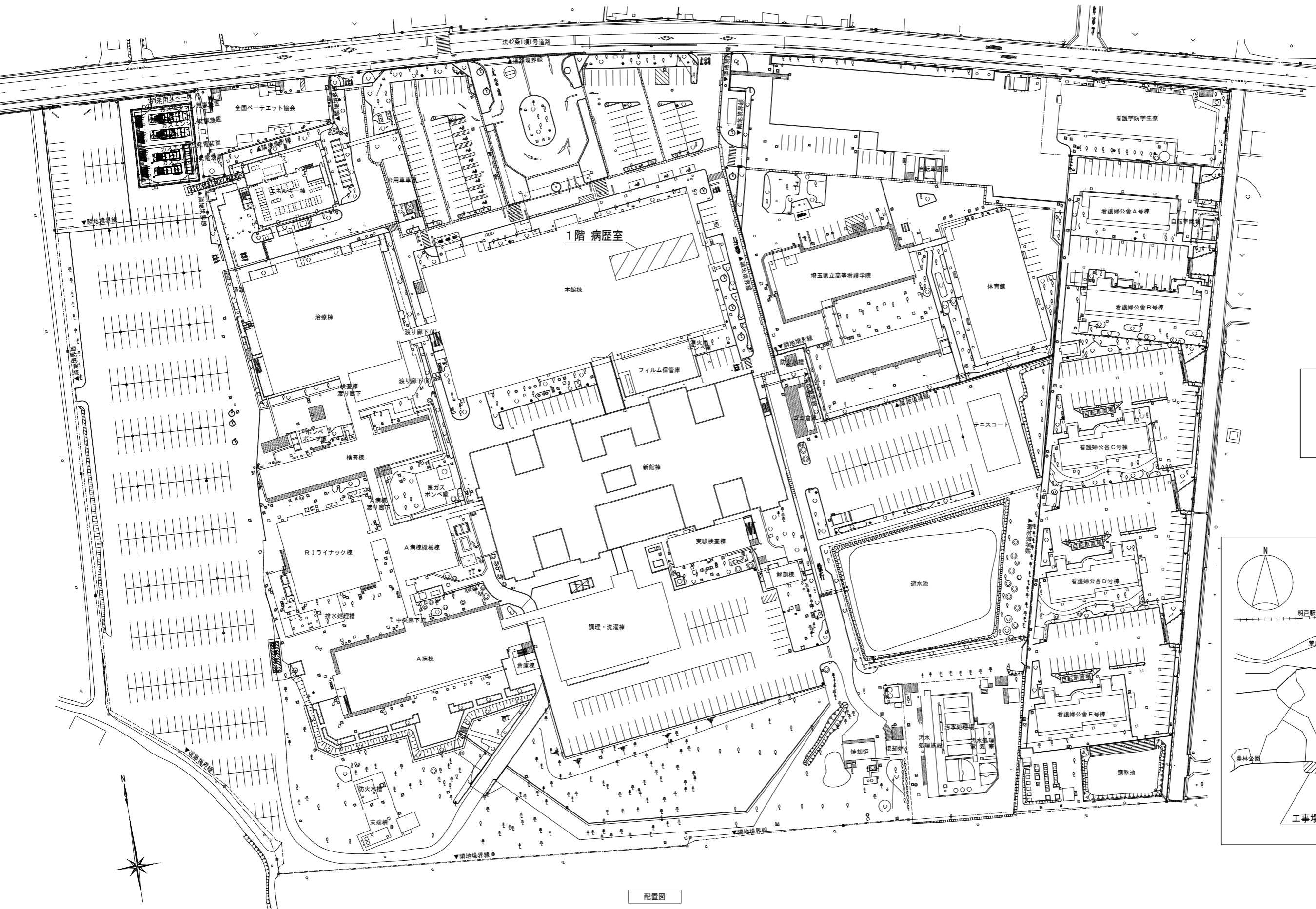
	設計年月日		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本	本部長	管理幹	主幹	主査	担当	縮尺	工事名称	図面名	図面番号
	R05. 09. 19								—	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	機械設備工事特記仕様書 (1)	M-01

○空気調和設備	1 設計温湿度	<p>(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。</p> <p>(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="6">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p>		外 気		屋 内						温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A、R32又はR407C) (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 騒音装置	・女子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・男子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・多目的トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） 衛生設備器具の適用等の必要などは別途衛生設備器具による。	2 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3 満水試験継手 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 4 樹の適用 別紙樹表による。	○給湯設備	2 総合試運転調整	<p>※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない 室内外気温度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ※する ・しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない</p>	② 円形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ※アングルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	13 そ の 他	1 配管材料	<p>配管材料は、※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 工 箇 所</th> <th colspan="2">管 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td> <td>※SUS ・SGP-PD</td> <td>※SUS ・SGP-VP ・VP</td> </tr> <tr> <td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管</td> <td>※SUS ・SGP-VP ・HIVP</td> <td>※SGP (白) ・</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PD</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部（水道直結部分）</td> <td>※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部（一般部分）</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>農舎住宅 住戸内</td> <td>※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内（注5）</td> <td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※SUS ・SGP-PD ・HIVP</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td> <td>※SUS ・SGP-PD ・HIVP</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>湿潤シnder内配管</td> <td>※SUS ・SGP-VP ・HIVP</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PD</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部（一般部分）</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内（注5）</td> <td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※SUS ・SGP-PD ・HIVP</td> <td>※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJIS G 115に規定するステンレス鋼とし、継手は一般部（・圧縮 ・グランド） ※拡張 便所 ・廊下流し廻り露出配管（※拡張）とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-11による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、該接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用柵を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（PE100）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。</p>	施 工 箇 所	管 種 別		床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD	※SUS ・SGP-VP ・VP	ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-VP ・HIVP	※SGP (白) ・	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	地中埋設部（水道直結部分）	※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	農舎住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-VP ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP	○給湯設備	1 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管（M鋼管） ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） 取付部は下記による。 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分	○消火設備	① 配管材料 屋内消火栓用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VP ・HIVP ・高密度ポリエチレン管（消火用） スプリンクラー用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VP ・HIVP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 不活性ガス消火用 ※STPG370（白）Sch40 ・STPG370（白）Sch80	○ガス設備	1 配管材料 ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP（白） 地中埋設 ※PE管	2 ガス漏れ警報遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。	3 液化石油ガスの供給権 ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。	○厨房設備	1 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。 2 シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																																																																															
		外 気		屋 内																																																																																																																																																																																																																
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																																																																																																																																																											
	夏 期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																											
	冬 期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																											
	施 工 箇 所	管 種 別																																																																																																																																																																																																																		
		床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD	※SUS ・SGP-VP ・VP																																																																																																																																																																																																																
	ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-VP ・HIVP	※SGP (白) ・																																																																																																																																																																																																																	
	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																	
	地中埋設部（水道直結部分）	※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																	
地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
農舎住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-VP ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（PE） ・	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP	※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VP																																																																																																																																																																																																																		
3 煙 道	<p>(1) 鉄板厚（※3.2mm ・4.5mm） (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない</p>	5 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。	3 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマとする。	4 量 水 器 ※親メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買い取り ・ ）	5 量水器柵 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形	6 弁 類 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。	6 配管材料 配管材料は、※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。	7 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない	7 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱（1200L） ※不凍給水栓	7 中央監視制御装置 ・有り ※無し ※断熱材被覆銅管	8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））	8 ガス設備 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。	8 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	9 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱（1200L） ※不凍給水栓	9 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	10 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。																																																																																																																																																																																													
4 煙 突	※別途 ・本工事	6 多湿箇所の排気ダクト	(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VVP）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	3 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマとする。	5 量水器柵 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形	6 弁 類 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。	7 中央監視制御装置 ・有り ※無し ※断熱材被覆銅管	8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））	9 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	12 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	13 中央監視制御装置 ・有り ※無し ※断熱材被覆銅管	14 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	15 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	16 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	17 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	18 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	19 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	20 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	21 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	22 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	23 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	24 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	25 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	26 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	27 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	28 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	29 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	30 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	31 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	32 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	33 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	34 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	35 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	36 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	37 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	38 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	39 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	40 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	41 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	42 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	43 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	44 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	45 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	46 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	47 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	48 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	49 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	50 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	51 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	52 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	53 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	54 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	55 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	56 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	57 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	58 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	59 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	60 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	61 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	62 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	63 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	64 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	65 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	66 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	67 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	68 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	69 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	70 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	71 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	72 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	73 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	74 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	75 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	76 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	77 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	78 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	79 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	80 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	81 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	82 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	83 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	84 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	85 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	86 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	87 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	88 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	89 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	90 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	91 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	92 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	93 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	94 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	95 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	96 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	97 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	98 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	99 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	100 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	101 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	102 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	103 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	104 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	105 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	106 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	107 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	108 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	109 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	110 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	111 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	112 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	113 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	114 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	115 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	116 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	117 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	118 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	119 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	120 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	121 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	122 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	123 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	124 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	125 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	126 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	127 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	128 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	129 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	130 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	131 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	132 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	133 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	134 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	135 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	136 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	137 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	138 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	139 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	140 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	141 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	142 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	143 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	144 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	145 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	146 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	147 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	148 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	149 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	150 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	151 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	152 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	153 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	154 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	155 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	156 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	157 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	158 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	159 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	160 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	161 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	162 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	163 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	164 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	165 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	166 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	167 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	168 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	169 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	170 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	171 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	172 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	173 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	174 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	175 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	176 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	177 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	178 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	179 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	180 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	181 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	182 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	183 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	184 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	185 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	186 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	187 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	188 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	189 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	190 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	191 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	192 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	193 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	194 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	195 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	196 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	197 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	198 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	199 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	200 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	201 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	202 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	203 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	204 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	205 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	206 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	207 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	208 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	209 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	210 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	211 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	212 検計方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検計規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。

環境配慮 (グリーン) 改修工事	① アスベスト処理工事 一般共通事項	<p>留意事項</p> <p>1 本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。</p> <p>2 アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。</p> <p>3 この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修仕様」という）及び「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月 厚生労働省・環境省）による。</p>																																																																																																					
	② アスベスト含有分析 調査	<p>分析によるアスベスト含有建材の調査 [9.1.1]</p> <p>○ 行う（下表による）</p> <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）</th> </tr> <tr> <td>パッキン（ダクト撤去部）</td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> </table> <p>採取箇所 ※ 図示</p> <p>分析対象 ※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）</p> <p>調査方法・分析方法 ※ JIS A 1481 規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。</p> <p>分析結果については、監督員に提出すること。</p>	材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）	パッキン（ダクト撤去部）	※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																											
材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）																																																																																																						
パッキン（ダクト撤去部）	※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																																						
	※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																																						
	※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																																						
	※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																																						
③ アスベスト粉じん 濃度測定	<p>アスベスト粉じん濃度測定 [9.1.1]</p> <p>・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）</p> <p>測定箇所 ※ 図示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適 用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数 (各処理作業ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>測定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>※各2点・各3点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>測定 2</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>測定 3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>測定 4</td> <td>処理作業中</td> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>各1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>測定 5</td> <td>処理作業中</td> <td>負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）</td> <td>各1点</td> <td>除じん装置の性能確認</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>測定 6</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>測定 7</td> <td>処理作業後 (隔離シート撤去前)</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点 (レベル3は1点)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>測定 8</td> <td>処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>測定 9</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点 (レベル3は1点)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>測定 10</td> <td>処理作業後</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>アスベスト粉じん濃度測定方法</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。</p> <p>測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1,2,4,6,7,8,9,10</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td>位相差・分散顕微鏡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノズル径</td> <td>25 mm</td> <td></td> <td>47 mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1 l/min</td> <td>5 l/min</td> <td>10 l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>240 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径(幅) 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さ同直径比 3:1 以上の繊維状物質</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>報告書の作成（記録する項目）</p> <p>ア 測定結果</p> <p>イ 測定時間</p> <p>ウ 測定位置（測定高さとともに図面に記載）</p> <p>エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）</p> <p>オ マウンティング方法</p> <p>カ 顕微鏡視野面積、計数視野数</p> <p>キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向</p> <p>ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真</p>	適 用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業ごと)	備考	①	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点・各3点		②	測定 2	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点		③	測定 3	処理作業中	処理作業室内	各2点		④	測定 4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認	⑤	測定 5	処理作業中	負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認	⑥	測定 6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点		⑦	測定 7	処理作業後 (隔離シート撤去前)	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)		⑧	測定 8	処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点		⑨	測定 9	処理作業後	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)		⑩	測定 10	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点			測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5	計数機器	位相差・分散顕微鏡			ノズル径	25 mm		47 mm	試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min	試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野			計数アスベスト	直径(幅) 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さ同直径比 3:1 以上の繊維状物質			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
適 用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業ごと)	備考																																																																																																		
①	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点・各3点																																																																																																			
②	測定 2	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点																																																																																																			
③	測定 3	処理作業中	処理作業室内	各2点																																																																																																			
④	測定 4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認																																																																																																		
⑤	測定 5	処理作業中	負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認																																																																																																		
⑥	測定 6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点																																																																																																			
⑦	測定 7	処理作業後 (隔離シート撤去前)	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)																																																																																																			
⑧	測定 8	処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点																																																																																																			
⑨	測定 9	処理作業後	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)																																																																																																			
⑩	測定 10	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点																																																																																																			
	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5																																																																																																				
計数機器	位相差・分散顕微鏡																																																																																																						
ノズル径	25 mm		47 mm																																																																																																				
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min																																																																																																				
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min																																																																																																				
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法																																																																																																						
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野																																																																																																						
計数アスベスト	直径(幅) 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さ同直径比 3:1 以上の繊維状物質																																																																																																						
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																																																				

4 7μm以上含有吹き付け材の撤去（レベル1）	<p>アスベスト含有吹き付け材の除去 [9.1.3]</p> <p>・ 行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。</p> <p>除去物及び汚染物質等 処理方法 ※密封処理（二重袋梱包） 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 ・セメント固化 処理を行う吹付けアスベストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>処 理 を 行 う 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲			※ 図示																								
材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲																													
		※ 図示																													
5 7μm以上含有保温材等の撤去（レベル2）	<p>アスベスト含有保温材の除去 [9.1.4]</p> <p>・ 行う 作業上の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処理を行う保温材等アスベストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>処 理 を 行 う 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲			※ 図示																								
材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲																													
		※ 図示																													
6 7μm以上含有成形板類の撤去（レベル3）	<p>1 アスベスト含有成形板の除去 [9.1.5]</p> <p>・ 行う 処理を行うアスベスト成形板の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名 (製品名)</th> <th>含有するアスベストの種類</th> <th>処 理 を 行 う 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 非石綿部での切断による除去</p> <p>・ 行う 処理を行うアスベスト含有物の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>含有するアスベストの種類</th> <th>処 理 を 行 う 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示 ・ 撤去範囲すべて</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示 ・ 撤去範囲すべて</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示 ・ 撤去範囲すべて</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※ 図示 ・ 撤去範囲すべて</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれ考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。</p> <p><参考>石綿使用有無の事前調査フロー</p> <pre> graph TD A["(1) 設計図書による調査 ① 施工年による調査 ② 使用建築材料による調査"] --> B["可能性あり・不明"] A --> C["可能性なし"] B --> D["(2) 現場目視による調査 目視調査（建材の確認）"] D --> E["可能性あり・不明"] D --> F["可能性なし"] E --> G["分析を実施しない場合"] E --> H["分析を実施する場合"] G --> I["石綿含有とみなす"] I --> J["石綿使用あり・届出要件確認・届出"] H --> K["(3) 分析調査による判定 JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など"] K --> L["石綿含有0.1%を超えていると判断"] L --> J K --> M["石綿含有0.1%以下と判断"] M --> N["石綿使用なし"] </pre> <p><参考>非飛散性石綿含有建材を除去する時の作業フロー</p> <p>1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外しによる除去（レベル2）</p> <p>成形された配管保温材等を原形のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、隔離養生（負圧不要）、散水等による湿潤化による石綿の飛散防止措置を行い、次の手順で除去する。なお、劣化した石綿飛散のおそれがある場合には、石綿含有吹付け材等の切断等による除去と同等の措置を講じる。また、作業中に事前調査により把握していない飛散性石綿含有建材が確認された場合には、直ちに作業を中止し、飛散防止措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。</p>	材 料 名 (製品名)	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲	・		※ 図示	・		※ 図示	・		※ 図示	・		※ 図示	材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲	・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて	・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて	・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて	・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて
材 料 名 (製品名)	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲																													
・		※ 図示																													
・		※ 図示																													
・		※ 図示																													
・		※ 図示																													
材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲																													
・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて																													
・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて																													
・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて																													
・		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて																													

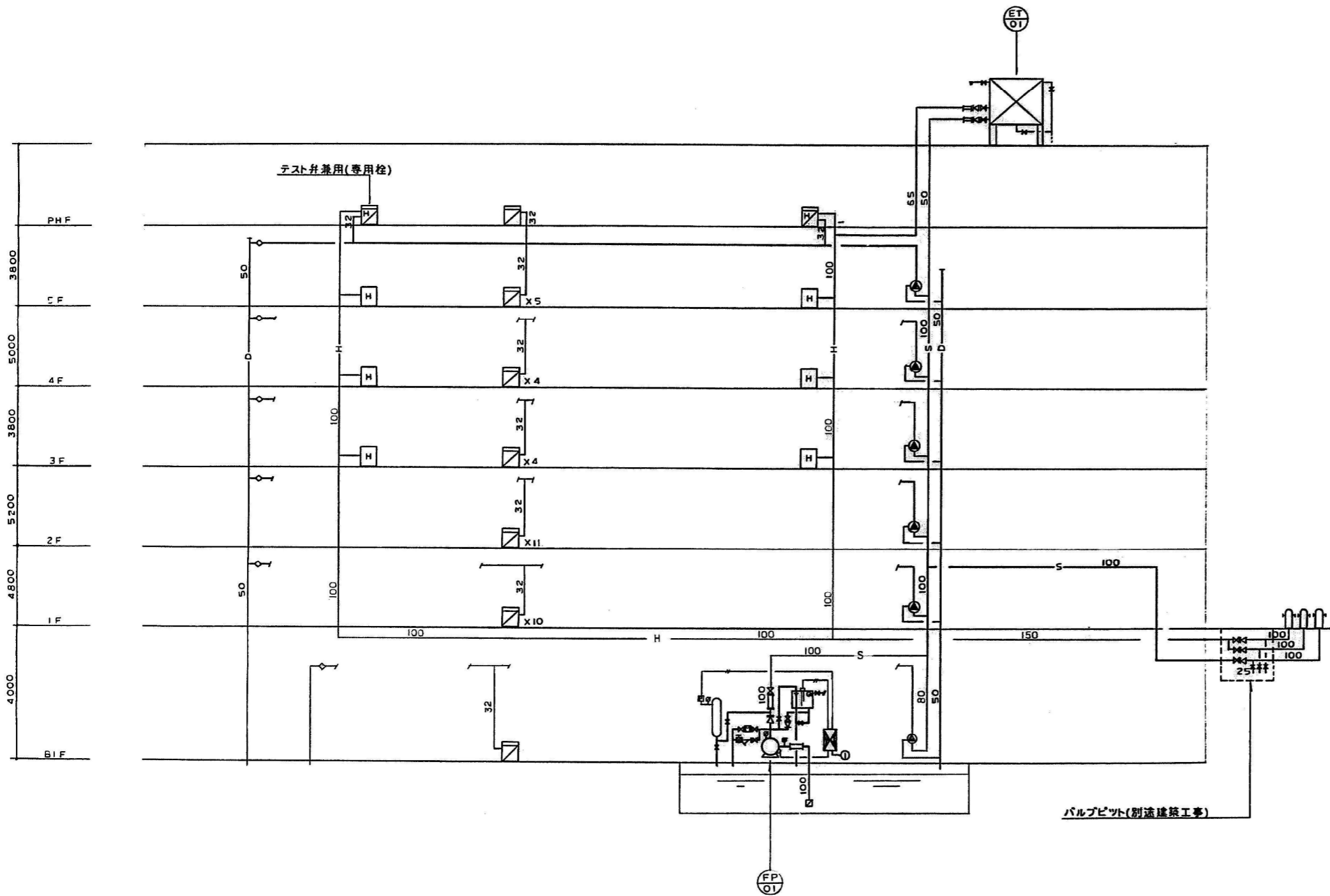
<p><作業フローチャート></p> <p>2 非石綿部での切断による除去【ダクトパッキン・配管パッキン】（レベル3）</p> <p>建築物のダクトには、接合部に石綿含有物を使用されていることが多い。この場合、直接石綿含有物に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。</p> <p><作業フローチャート></p> <p>参考図1 設備機器ダクト接合部の除去方法</p> <p>参考図2 配管フランジパッキンの除去方法</p> <p>3 非石綿部での切断による除去【配管保温材】（レベル2）</p> <p>直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。</p> <p><作業フローチャート></p> <p>参考図3 石綿含有保温材付配管の除去方法</p>	<p>2023.4</p> <p>設計年月日</p> <p>R05.09.19</p> <p>地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部</p> <p>本部長 管理幹 主幹 主査 担当</p> <p>縮 尺</p> <p>工 事 名 称</p> <p>23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事</p> <p>図 面 名</p> <p>機械設備工事特記仕様書（3）</p> <p>図面番号</p> <p>M-03</p>
---	--



案内図

配置図

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	設計図	図面番号
	R05年09月19日		栗木	栗木	佐藤 大谷		図面名	案内・配置図	縮尺	A 1 : 600 A 3 : 1200

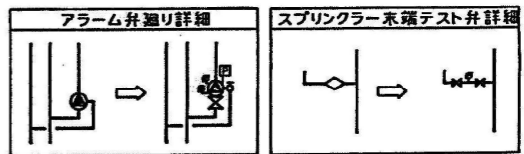


凡例

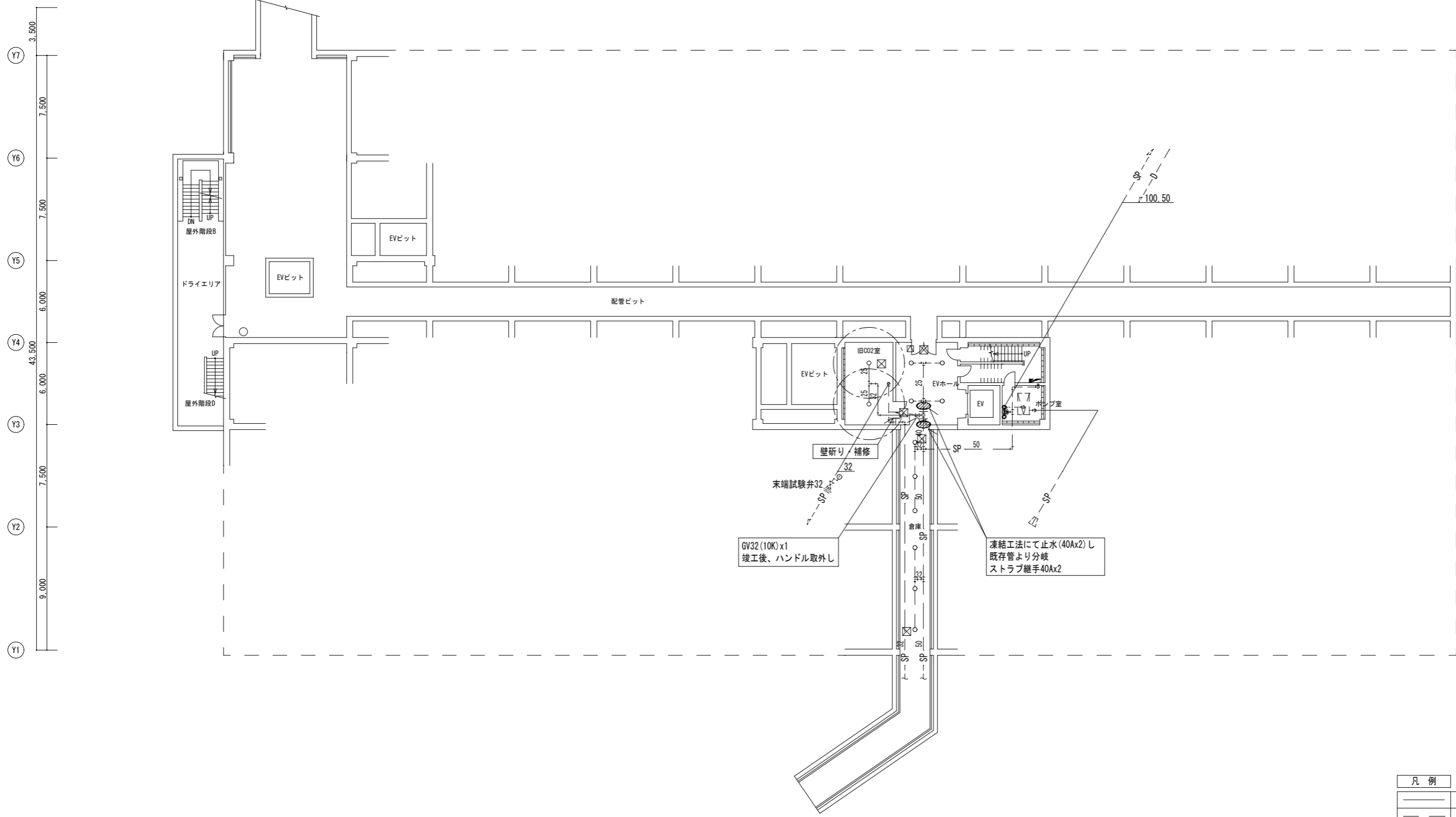
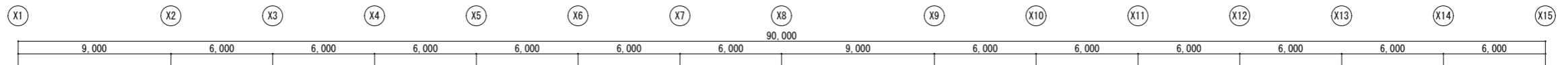
記号	名称	記号	事項
□	補助散水栓	○	72°C 1kg/cm ² 80L/min
□	補助散水栓	○	96°C 1kg/cm ² 80L/min
□	専用栓併設型	○	25A
□	専用栓	○	80・100 A (スプリンクラー用)
○	テスト弁		
○	送水口		
→	スプリンクラーヘッド		
→	スプリンクラーヘッド		
→	末端テスト弁		
○	アラーム弁		
○	一次圧制御弁		
X	ゲート弁		
△	チャッキ弁		
□	フレキシブル		
□	フート弁		
□	ストレーナー		Y型
□	圧力スイッチ		
○	圧力計		
○	達成計		
○	電圧機		
○	電量計		
H	配管	連結送水管	JIS G 3454 (STPG SCH 40)
S	配管	スプリンクラー	JIS G 3452 (SGP)
D	配管	ドレーン	JIS G 3452 (SGP)
○	電路		
○	ポンプ起動盤		

機器仕様	名称	仕様
FP-01	スプリンクラーポンプユニット	↑100 = 900 L/min = 90 m = 22 kW 200V50Hz
ET-01	消火用補給水槽	1.0 m ³

	補助散水栓設備	スプリンクラー設備	連結送水管設備
ポンプ揚水量	70 L/min × 2 個 = 140 L/min	10 個 = 900 L/min	800 L/min × 3 個 = 2400 L/min
管路損失	1.7 m	18.2 m	10.4 m
放射圧力	25.0 m	10.0 m	60.0 m
実揚程	30.0 m	28.5 m	23.5 m
ホース損失	20.0 m		4.0 m
アラーム弁	5.0 m	5.0 m	
合計x1.1	90.0 m	68.0 m	108.0 m
水源水量	1.6 m ³ × 10 個 = 16 m ³		
	計 16 m ³		



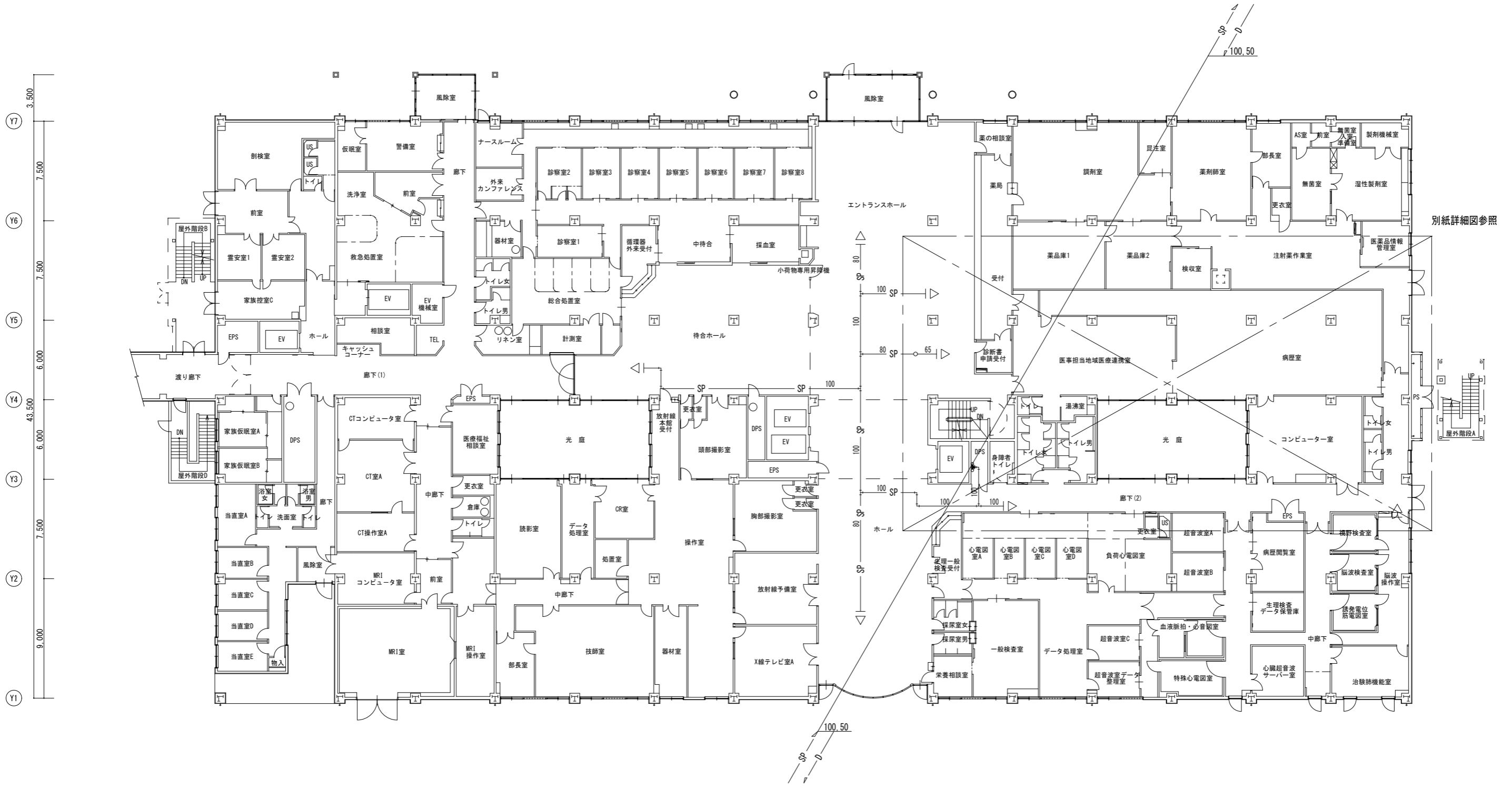
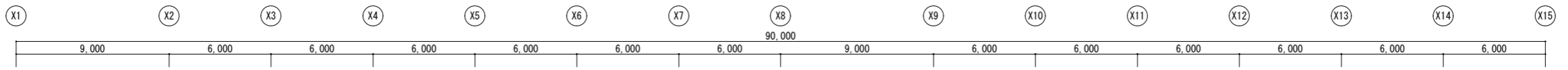
○	以降電気工事 至ル火災受信機 至ル非常電源	→	以降給水工事 以降排水工事
---	-----------------------------	---	------------------



本館棟 地下1階 平面図

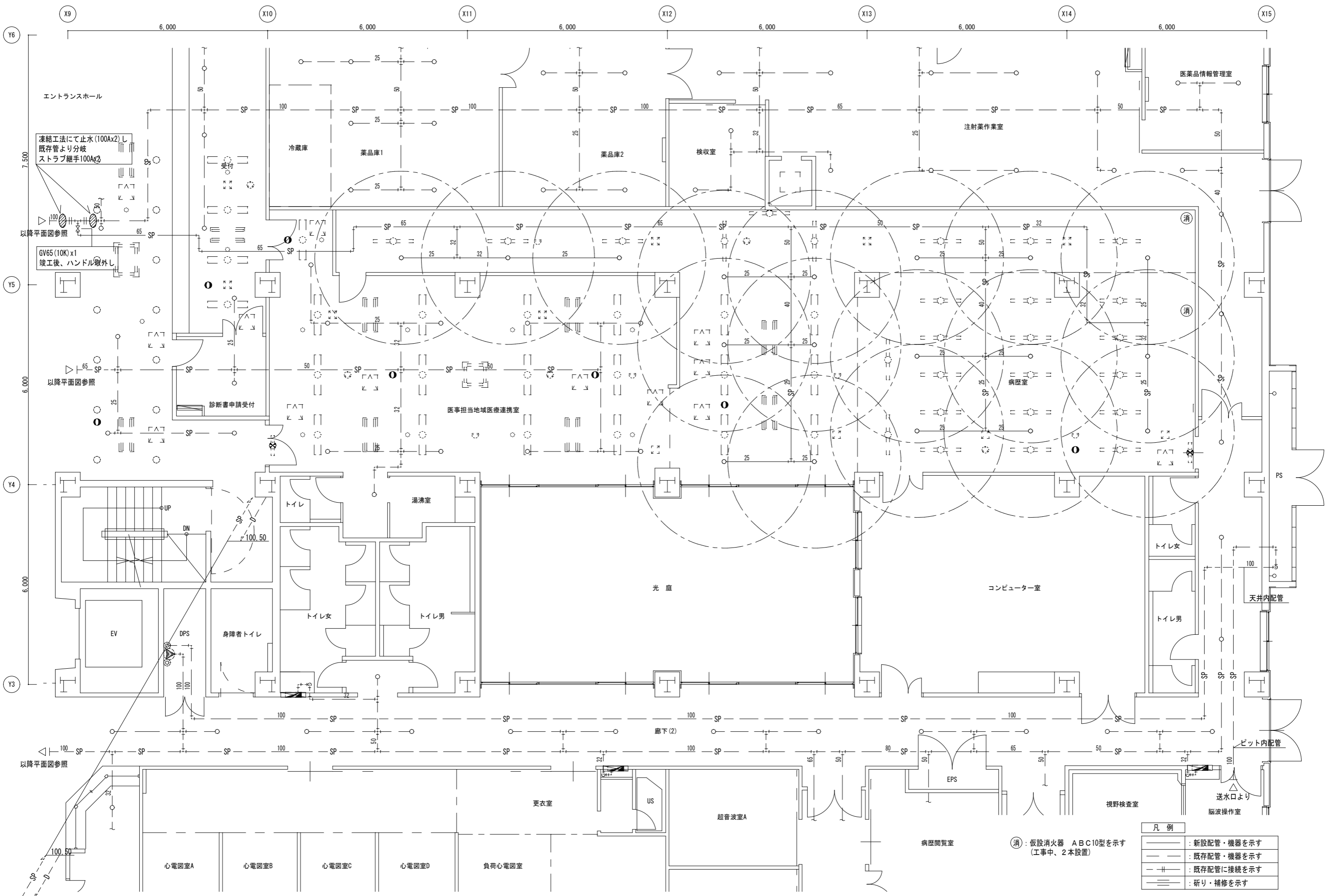
凡例	
	: 新設配管・機器を示す
	: 既存配管・機器を示す
	: 既存配管に接続を示す
	: 研り・補修を示す

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	設計図	図面番号
	R05年09月19日		栗木	栗木	佐大谷		地下1階 スプリンクラー設備図(改修後)	縮尺 A 1:150 A3 1:300	M - 06	



本館棟 1階 平面図

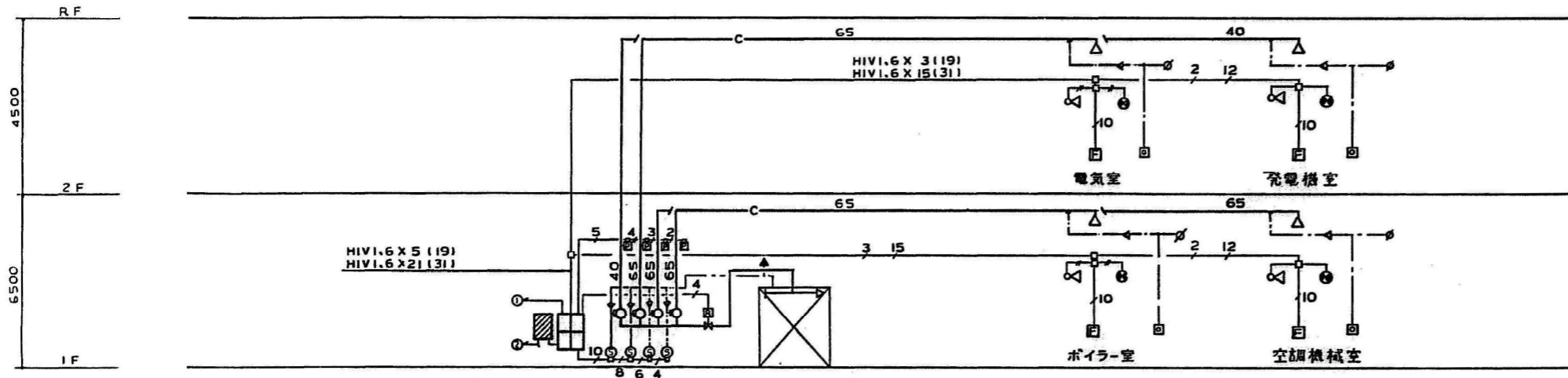
摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	設計図	図面番号
	R05年09月19日		栗木	栗木	佐藤 大谷		図面名	1階 スプリンクラー設備図(既存)	縮尺	A 1:150 A3 1:300



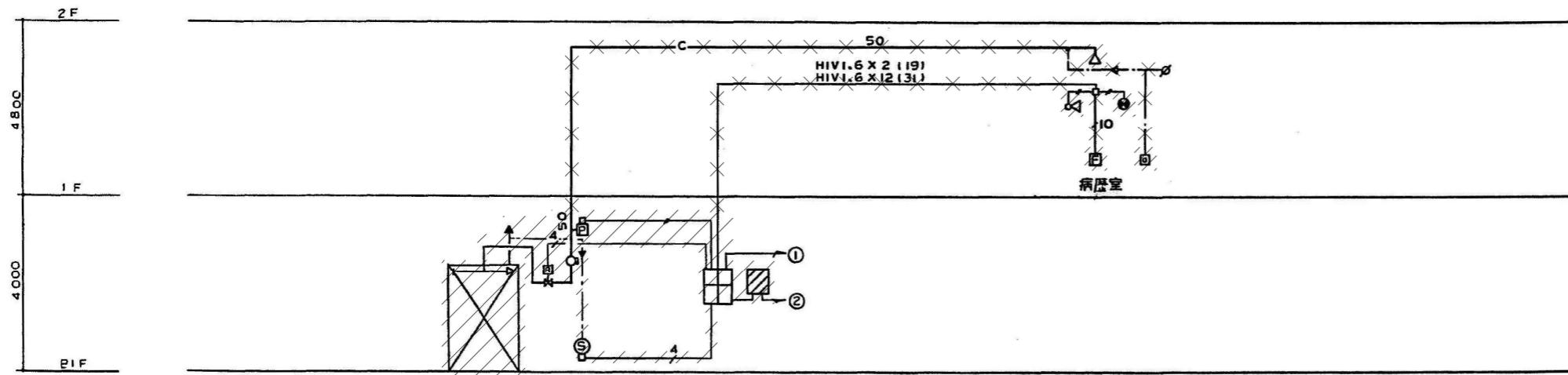
凡例	
	新設配管・機器を示す
	既存配管・機器を示す
	既存配管に接続を示す
	研り・補修を示す

概要	設計年月日 R05年09月19日	変更年月日	照査 栗木	設計 栗木	製図 佐藤 大谷	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事 図面名 1階 病歴室 スプリンクラー設備詳細図(改修後)	設計図 図面番号 M - 08
----	---------------------	-------	----------	----------	-------------	--	--	-----------------------

縮尺 A 1 : 50
A 3 : 100



エネルギー棟



本館棟

凡例

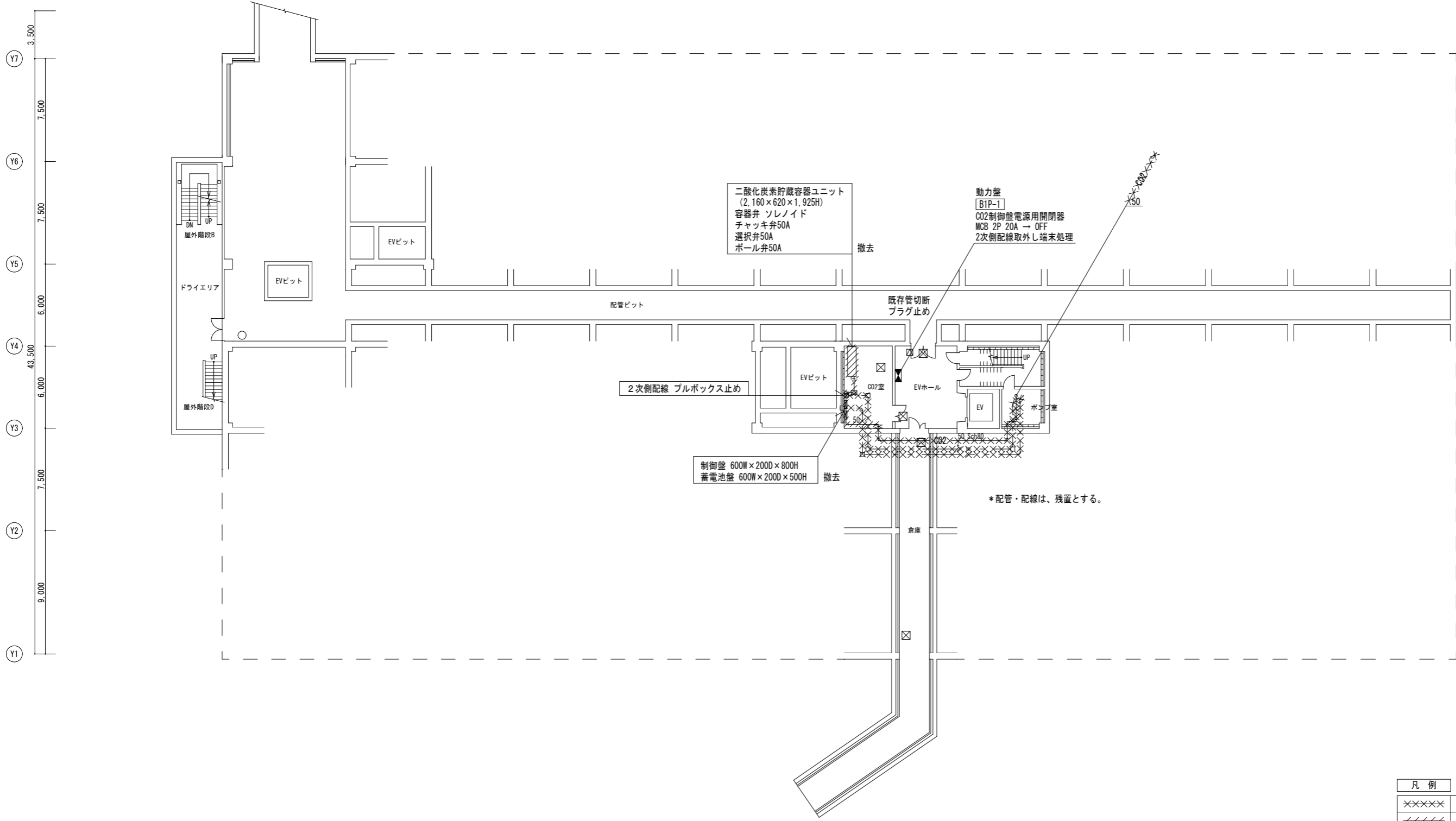
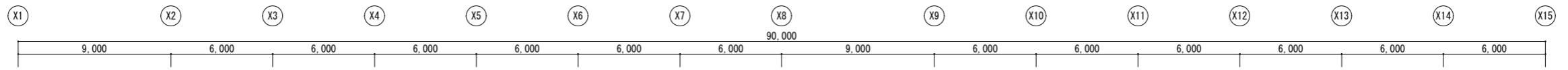
記号	名称	記事
☒	CO2ポンプユニット	68L/45Kg入 x 13本組, 27本組: 計 39本
⊙	起動装置	CO2 1L/0.65kg入 ソレノイド付
⊙△	噴射ヘッド	型付 TP-25H型
⊙	選択弁	65, 50, 40A
←	安全弁	
↑	リリーフ弁	
—	配管	CO2消火管 JIS G 3454 Sch80
---	導管	鋼管 46x44
←	逆止弁	
⊗	ピストンレリーザー	ダンパ閉鎖用 遠隔復旧型
⊙	復旧弁	
⊙	圧力スイッチ	
☒	非常電源装置	DC24V, 12AH
☒	CO2制御盤	1. 4回路: 音声警報継込:
⊙	操作盤	電話ジャック付
⊙	スピーカー	3W
⊙	放出表示灯	24V 20W 点滅式
⊙	放出表示灯	24V 20W 点滅式 防滴型
—	電路	
□	プルボックス	
⊙	閉止弁	リミットスイッチ付

CO2 消火設備				
防護区画名称	容積 m3	必要ガス量 kg	ポンプ本数 本	放出時間 min
1F 病室	554	444 (0.8kg/m ³)	13 (68L/45Kg入)	1
エネルギー棟 1F ボイラー室	1330	1064 (")	22 (")	1
2F 電気室	1555	1167 (0.75kg/m ³)	27 (")	1
1F 空調機械室	1025	820 (0.80kg/m ³)	18 (")	1
2F 発電機室	410	328 (")	8 (")	1

以降電気工事	
①	至ル 火災受信機 至ル ファン停止 至ル 他関連機器停止
②	至ル 専用電源 AC100V

凡例

×××××	: 残置配管・機器を示す
////	: 撤去配管・機器を示す



二酸化炭素貯蔵容器ユニット
(2.160×620×1,925H)
容器弁 ソレノイド
チャッキ弁50A
選択弁50A
ボール弁50A

動力盤
[B1P-1]
CO2制御盤電源用開閉器
MCB 2P 20A → OFF
2次側配線取外し端末処理

制御盤 600W×200D×800H
蓄電池盤 600W×200D×500H

2次側配線 ブルボックス止め

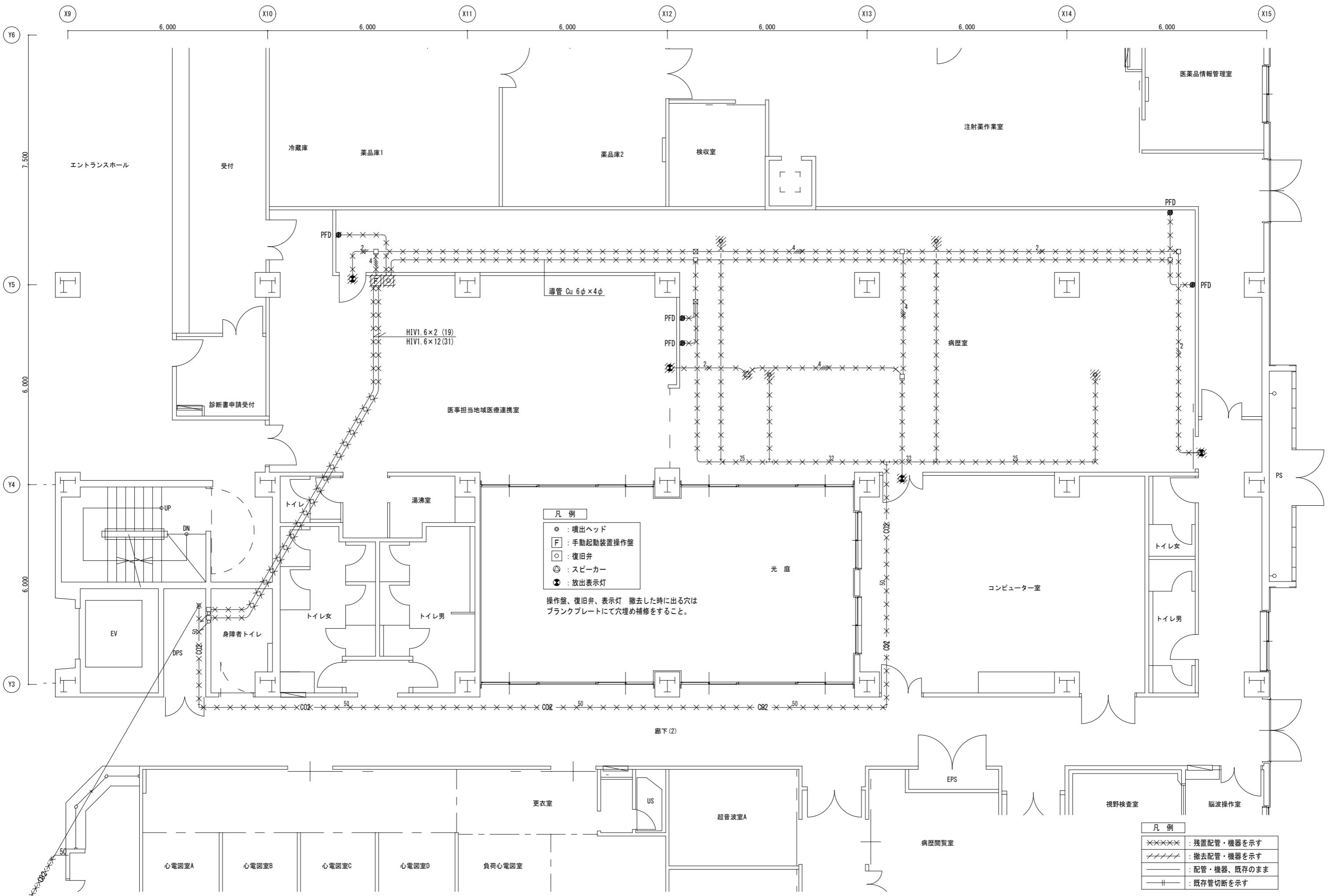
既存管切断
プラグ止め

*配管・配線は、残置とする。

本館棟 地下1階 平面図

凡例	
XXXXXX	: 残置配管・機器を示す
//////	: 撤去配管・機器を示す
————	: 配管・機器、既存のまま
—— ——	: 既存管切断を示す

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	設計図	図面番号 M - 10
	R05年09月19日		栗木	栗木	佐大		図面名	地下1階 二酸化炭素消火設備図(撤去)	縮尺A 1:150 A3 1:300	

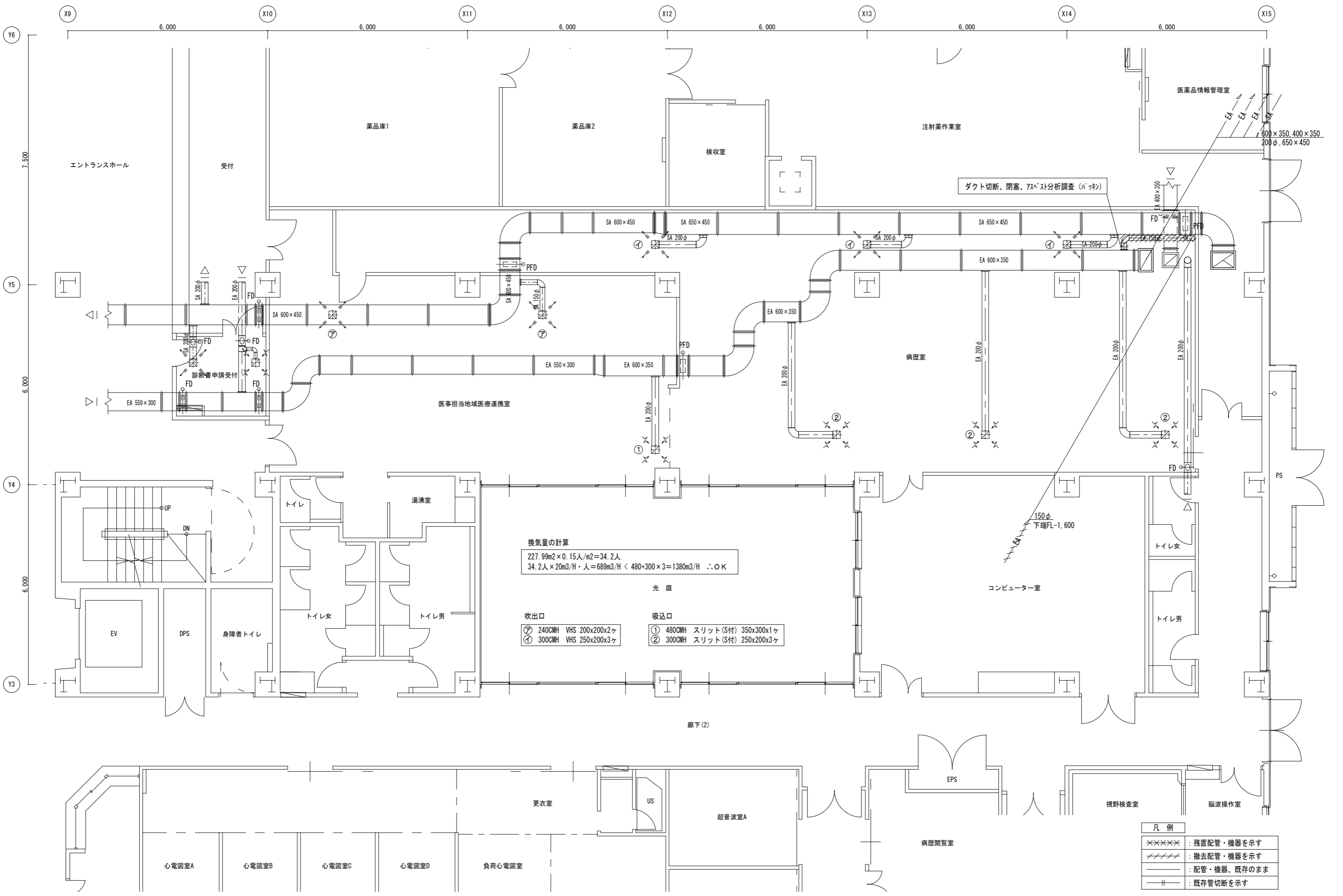


- 凡例
- : 噴出ヘッド
 - : 手動起動装置操作盤
 - : 復旧弁
 - ⊙ : スピーカー
 - ⊛ : 放出表示灯

操作盤、復旧弁、表示灯 撤去した時に生じる穴は
 ブランクプレートにて穴埋め補修をすること。

- 凡例
- ××××× : 残置配管・機器を示す
 - //// : 撤去配管・機器を示す
 - : 配管・機器、既存のまま
 - || : 既存管切断を示す

概要 設計年月日 R05年09月19日	変更年月日	照査 栗木	設計 栗木	製図 佐藤 大谷	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事 図面名 1階 病歴室 二酸化炭素消火設備詳細図(撤去)	設計図 縮尺 A 1 : 50 A 3 : 100	図面番号 M - 11
---------------------------	-------	----------	----------	-------------	---	---	---------------------------------	----------------



換気量の計算
 $227.99\text{m}^2 \times 0.15\text{人}/\text{m}^2 = 34.2\text{人}$
 $34.2\text{人} \times 20\text{m}^3/\text{H} \cdot \text{人} = 689\text{m}^3/\text{H} < 480+300 \times 3 = 1380\text{m}^3/\text{H} \therefore \text{OK}$

- 吹出口
- ⑦ 240CMH VHS 200x200x2ヶ
 - ⑧ 300CMH VHS 250x200x3ヶ
- 吸込口
- ① 480CMH スリット(S付) 350x300x1ヶ
 - ② 300CMH スリット(S付) 250x200x3ヶ

凡例	
XXXXXX	: 残置配管・機器を示す
////	: 撤去配管・機器を示す
—	: 配管・機器、既存のまま
	: 既存管切断を示す

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称	23循環器・呼吸器病センター本館棟 二酸化炭素消火設備ほか改修工事	設計図	図面番号
	R05年09月19日		栗木	栗木	佐藤		大谷	図面名	1階 病歴室 換気設備詳細図(撤去)	縮尺